# 都立府中けやきの森学園危機管理計画

災害時等に児童・生徒の生命及び安全確保に万全を期するため、本校の防災に関する事項について、以下のとおり学校危機管理計画を作成し、災害に対する事前の備えを行うものとする。

## I ~危機管理に関する共通事項~

### 1 危機管理に関する基本方針

- (1) 生徒の生命、身体の安全を確保することを方針の第一とする。大震災等の自然災害のみならず、不審者の侵入、新型インフルエンザ等の感染症、テロ・NBCR災害等、様々な危機に対し柔軟に対応し、生徒や都民を守る。
- (2) 震災対策を全ての災害対策の基本とする。震災対策を柔軟に応用して、他の災害(風水害等)に対処する。
- (3)災害発生時の初動体制の要となる①教職員の参集及び②情報連絡体制について具体的な対応を定め、教職員に周知徹底することにより初動体制の強化を図る。

## 災害時に学校教職員が取るべき行動の大原則

### きずは生徒の生命・身体の安全確保(全ての災害に共通)

キーワード



安否

学校施設の安全

情報収集・集約

- 1 自ら及び生徒の身の安全確保、迅速かつ安全な避難誘導
- 2 生徒の安否確認
- 3 初期消火、負傷者の救護、応急手当、重症者の医療機関への移送の対応
- 4 校外にいる場合、自ら及び生徒の安否を学校に連絡
- 5 学校施設の安全確認
- 6 正確な情報収集



その上で 地域防災活動への協力(地震の場合)

キーワード



## 帰宅困難者等支援

- 1 休日夜間等の災害時は、災害の程度に応じて本校へ参集
- 2 一時集合場所として校庭解放
- 3 一時滞在施設の開設・運営
- 4 災害時帰宅困難者支援ステーションの開設・運営

### 2 本校における危機管理体制に関する各種計画等と作成の目的

#### 危機管理計画

- ○災害時にとるべき行動の基準、平常時に講じるべき防災対策方針を定めたもの
- ○全ての危機管理対策の基本となる

### 災害時行動マニュアル

- 〇計画で示された方針等を、教職員が災害時に実際にとるべき行動にまで具体化したもの
- 〇災害時に本校教職員で編成される次の5班の業務毎に作成する。
  - 1情報連絡班
  - ②施設安全班
  - ③物資班
  - 4)救護班
  - 5帰宅支援班
- 〇人事異動時に最新版に更新して、全教職員に周知

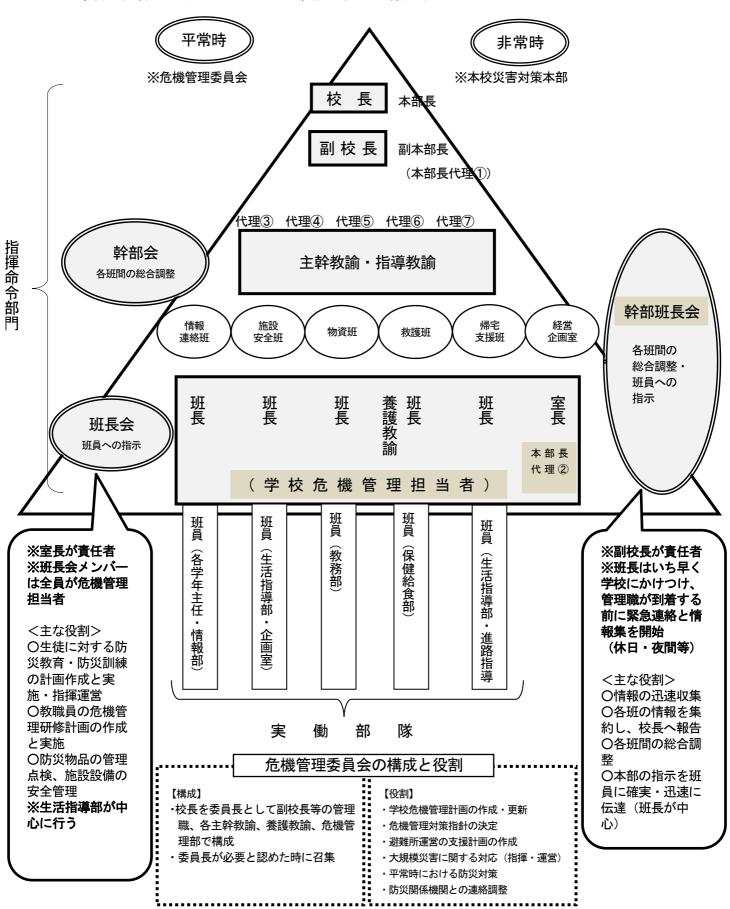
## <危機管理計画と災害時行動マニュアルの関係>

# 危機管理計画

「計画」を具体的な人の動きに

災害時行動 マニュアル 【情報連絡班】 災害時行動 マニュアル 【施設安全班】 災害時行動 マニュアル 【物資班】 災害時行動 マニュアル 【救護班】 災害時行動 マニュアル 【帰宅支援班】

### 3 防災組織図(日常における震災等への備え)



# Ⅱ大地震発生時の対応

## 1 大地震が発生した時の具体的な措置・内容(震度5弱以上の地震発生時)

	スクールバス利用 児童・生徒	一人通学の児童・生徒	備考
在宅時	「登校させてもよい」という家庭連絡が あるまで自宅待機 (メール配信)	「登校させてもよい」という家庭連絡があるまで自宅待機 (メール配信)	
登校時	【乗車前】 バスに乗車せず帰宅する。 【乗車中】	【歩行中】 周辺の安全を確認し、家あるいは学校に 行く。状況によってはその場にとどまる。	平素より血液型、 名札、身分証明書 など身につけてお く。
	スクールバスは安全な場所に停車する。(学校と運転手、乗務員は出来る限り連絡を取り合い教職員は救援に向かう) 家庭の迎えを待って帰宅する。	【交通機関利用中】 乗務員、駅員等の指示に従って安全に 避難する。(教職員は出来る限り生徒の 安全を確認し、必要に応じて救援に向 かう。) ・飛田給 ・多磨 ・バス停	、。 (愛の手帳、身分 証) ・災害ポーチの携 帯
在校時	・学級担任(学習担当者)の指示に従って安全に避難する。 ・震災後3日間は救出・救助活動を優先させるため、生徒の一斉帰宅を抑制し状況が落ち着いた4日目から円滑な下校に向けて支援を進める。(帰宅困難な状況の時)(日数は地域防災計画を参照) ・下校できる状況になった時点で家庭の迎えを待って帰宅する。	・学級担任(学習担当者)の指示に従って安全に避難する。 ・震災後3日間は救出・救助活動を優先させるため、生徒の一斉帰宅を抑制し状況が落ち着いた4日目から円滑な下校に向けて支援を進める。(帰宅困難な状況の時)(日数は地域防災計画を参照) ・下校できる状況になった時点で家庭の迎えを待って帰宅する。	
下校時	【下車後】 安全確認後帰宅する。状況によっては その場にとどまる。 【乗車中】 スクールバスは安全な場所に停車す る。(学校と運転手、乗務員は出来る 限り連絡を取り合い教職員は救援に 向かう) 家庭の迎えを待って帰宅する。	登校時と同じ対応。	
校外 学習時	その地域の防災対策本部の指示に従い 安全に避難する。 学校に戻る⇒迎えを待って帰宅する。		

## 2 教職員の服務

	大地震発生の時	
勤務中	・児童・生徒を保護者に引き渡すまで安全確保に努める。 ・避難所開設、危険物を取り除くなど学校の保全を図る。	
出勤中	・交通機関の運行状況や混雑状況。周辺の道路状況を確認し出勤する。	
在宅中	・出勤を基本とし、児童・生徒の状況を把握する。	

## 3 避難·誘導

教職員は児童生徒の生命安全確保を優先する中で、非常組織の役割を果たす。災害は時を選ばない。当然、学習 グループなど、分かれている場面での避難誘導もある。従って常に担当授業の児童生徒の出欠状況を確認してお かなければならない。学級、グループなどへの応援体制については、各部門や学部ごとに年度当初に検討し、基本 的なルールを決めておかなければならない。

#### <避難場所>

校舎が3ヶ所、グランド2ヶ所、体育館2ヶ所という施設状況の中で、第一に最も早く安全を確保できる場へ部門 ごとに一次的に非難する。

#### <一次避難先>

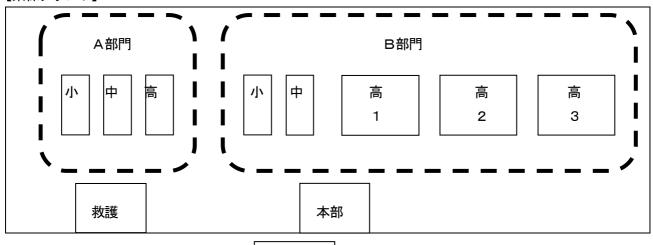
A部門:東棟グランド(東棟駐車場前)、B部門小中:西棟グランド(西棟体育館)、

B部門高等部:西棟グランド(西棟体育館) ※( )は雨天時

#### <二次避難先>

全校で東棟グランドに集合する。集合次第、点呼等をとり、全体の指示を聞く。

#### 【東棟グランド】



校舎側

### 4 災害発生時の教職員の配備態勢及び行動フロー

#### 非常配備態勢と特別非常配備態勢について

災害が発生した場合、応急対策の活動態勢を確保するため、災害の被害その他の状況に応じて「非常配備態勢」と「特別非常配備態勢」の2種類の配備態勢が発令される。

#### ① 非常配備態勢

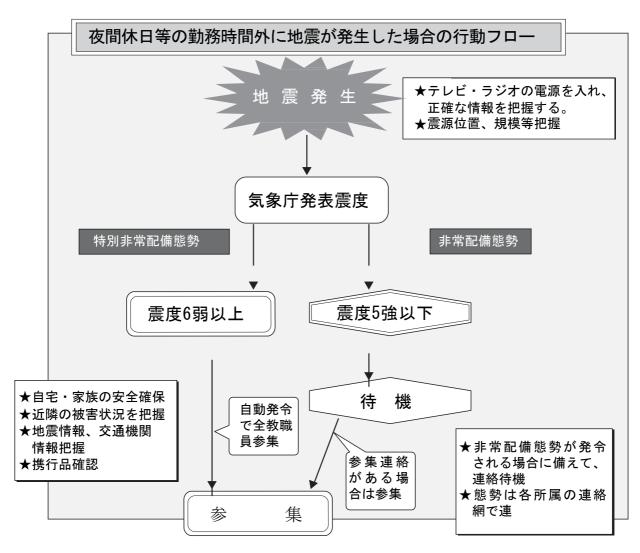
被害その他の状況により、本部長(教育長)が必要と認めたとき。なお、学校本部長(校長)が必要と認めたときには、学校危機管理担当者等を参集させることができる。

#### (適用する災害)

- 勤務時間内に発生した地震、勤務時間外に発生した震度5強以下の地震、 島しょ地域で発生した地震
- 風水害、火山災害
- 大規模事故災害等

#### ② 特別非常配備態勢

早朝・夜間・休日等の勤務時間外において、震度6弱以上の地震(島しょ地域を除く。)が発生したとき。発令形式は、自動発令とする。



#### 特別非常配備態勢の学校職員の参集基準

- ○第一配備職員自宅から勤務校まで10km以内 → 勤務校に参集
- 〇第二配備職員自宅から勤務校まで10kmを超え20km以内 → 勤務校へ参集
- 〇特別配備職員 自宅から勤務校までが20km超で勤務校へ参集が不可能な場合、自宅から直近の指 定された都立校へ参集し、当該校長の指示の基に応急業務に当たる。
- ※本校教職員の特別非常配備態勢表は下記の資料を参照

#### 学校危機管理担当者の指定

- ○上記、「3 防災組織図」で示した本校危機管理委員会(災害時には災害対策本部)内における各班につき1名ずつ、学校から5km以内又は学校近辺に居住する職員を学校危機管理担当者として指定する。当該職員を各班の長とする。
- ○学校危機管理担当者は夜間・休日等の災害発生時にいち早く学校に参集して、学校施設 の開錠等を行い、生徒対応、施設の安全確認、関係機関等との連絡活動、一時滞在施設 (避難所) 帰宅支援ステーションの開設準備に当たる。

## 大規模災害時における学校教職員の避難所業務従事について ※「一時滞在施設及び帰宅支援ステーション業務従事について」も同様

○「大震災時における学校教職員の避難所業務従事等について」 平成10年7月1日 10教人職第178号

区市町村教育委員会教育長及び、都立学校長

本通知文書をもって、本校においても防災体制の整備を図り、有事の際に本校教職員は学校長の命により、避難所業務に従事する。

○「大規模災害時における学校教職員の一時滞在施設及び帰宅支援ステーション業務従事等について」 <u>平成25年3月1日 24教人職第3402号</u> 東京都教育委員会教育長 比留間英人

本通知文書をもって、本校においても防災体制の整備を図り、有事の際に本校教職員は学校長の命により、一時滞在施設及び帰宅支援ステーション業務について従事する。

## 5 各部門の行動内容概要

部門	平常時	発 災 時	
db I.1		地 震 時	火 災 時
学校危機管理 委員会	<ul><li>●学校災害対策本部設置訓練</li><li>●校内外の情報迅速処理系統の確立とその定期点検</li><li>●関係機関との情報授受及びその処理の一元化整備</li><li>●指示系統の整備と点検</li><li>●校内・近隣火災への対応策定</li></ul>	<ul><li>●危機管理委員は校長室へ集合→学校災害対策本部設置</li><li>●校内外状況の迅速把握態勢の設置</li><li>●関係機関との情報授受及びその一元化処理</li><li>●指示系統の点検、確認と迅速・正確な伝達</li></ul>	●非常ベル、校内放送による緊急伝達/全校避難態勢/初期消火活動の指示/消防への通報(とっさに、だれでもよい。ただし、その申告と責任者による確認があること。)(ここまでの上記4点は同時進行)●情報の一元化処理
危機管理部	●地震発生、火災(校内・近隣)発生時の行動を時系列シミュレーションの下に策定し、事例・訓練・諸種の情報に基づいて見直しを重ねる。 ●連絡班等各班の総合調整	●情報の迅速収集と正確性の迅速 判断	●安全の見極めと遅滞ない避難の判断 ●初期消火活動の迅速行動 ●消防への協力指示 ●鎮火後の状況確認及び事後対応 ●学校危機管理担当者がいち早く駆けつけて緊急連絡と情報収集を実施(休日・夜間等)

部門	平常時	発 災 時 (地震時・火災時)
情報連絡班	●発災時の生徒、職員の安否、受傷、心理状態等の把握、処置、関係先への連絡等に関する行動マニュアル作成とその見直し ●救出・救護・情報等関連資機材、救護エリアの設定及びそれらの整備	<ul><li>●校舎内に逃げ遅れた児童・生徒がいないか確認</li><li>●関係機関、保護者等との連絡及び情報の収集</li><li>●安全確保の先頭に位置するので、情報の発信元としての立場に立つ側面が強い。事態</li></ul>
施設安全班	●学校施設の安全確保を主たる任務とする(消火器の設置・点検など日常的な安全性確保とそのマニュアルの作成と記録簿の作成)。 ●初期消火活動体制の整備	を実施する。
物 資 班 ※食糧含む	<ul><li>●飲料水、食糧の備蓄、炊飯用具、燃料等関連資器材の整備、管理</li><li>●給食・給水、救援物資の配布等の実施計画とその見直し</li><li>●ろ水器の維持管理</li></ul>	■子仪 (活装する児童・生徒へ)/艮事//準備 ■ 路難師立支採研の支援 (路難師直用の構要物容の管理 配給 教授物容の受入れ 敷理
救 護 班	<ul><li>●セルフケアセット等の薬品や器 具の整備と点検</li><li>●搬送資器材の整備</li><li>●応急手当技法の習得</li><li>●搬送先医療機関の特定と連携</li></ul>	<ul><li>●けが人への応急救護 (避難所等を開設した場合を含む。)</li><li>●迅速出動の態勢 (連絡班等との連携)</li><li>●医療機関の被害程度の確認</li><li>●避難所支援班の支援 (医療救護所設置場所の事前確認、トイレ、ごみ集積所等の清掃・衛生管理への支援等)</li></ul>
帰宅支援班 ※避難所支援含む	<ul><li>●地域の避難施設としての役割・支援の内容確認(公的防災機関 や防災市民組織との連携)</li><li>●帰宅困難者対応への備え(備蓄物資の点検等)</li><li>●自家発電機の維持管理</li></ul>	<b>                                    </b>
経営企画室	●重要書類の焼失、散逸防止と安 全持ち 出しの方途策定、管理責任 ●校内設備の安全管理、危険防止 ●消防設備・施設の保守点検 ●上記のマニュアル作成、記録簿作成	●公印、通帳(印鑑)、耐火金庫等の鍵、重要書類等を持ち出し、安全(水浸しや散逸防止)を図る。

### ※担当班の事務分掌が終了した場合は、他の班の応援に当たる。